**令和６年度　就労状況証明書（諏訪市放課後児童クラブ）**

提出日　　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 児童クラブ利用希望児童  学校・学年・児童名  （学年は令和６年度） | （　　　　　　　　　）小学校 | |
| 年 |  |
| 年 |  |
| 年 |  |

**就労者本人が記入してください。裏面の注意事項をご確認ください。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 就労者氏名 |  | 児童との  続　　柄 | 父・母・祖父・祖母・その他（　　　　　） |
| 勤務場所  ※現に就労している  勤務場所について  　記入してください | 事業所名 | | |
| 住所  （電話番号：　　　　　‐　　　　　‐　　　　　） | | |

**太枠の中は、事業主の方が記入し、社印または代表者印の押印をお願いします（シャチハタ印等不可）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 就労形態 | □正規　□派遣　□臨時・パート　□農業（自家用除く）□自営　□その他（　　　　　　） | | | |
| 仕事の内容 |  | | | |
| 就労日・日数 | □曜日制…勤務日：□月 □火 □水 □木 □金 □土 □日  □ｼﾌﾄ制…勤務日：□月 □火 □水 □木 □金 □土 □日  （可能な場合は裏面に会社カレンダーを糊付けください） | | 土曜日の勤務状況  □毎週　 □隔週  □その他（　　　　　　　） | |
| 勤務時間 | 平　日　 　　時 　　分　 ～　　 時　 　分  土曜日　　　 時　 　分　 ～　 　時　 　分  ※曜日によって異なる（　　　　　　　　　　　　　　） | | １日あたり実働時間（休憩除く）  平均　　　　　　時間 | |
| 雇用期間  （採用予定） | □現在勤務中である　　□採用予定である（ 　　年　　月　　日より） | | | |
| 雇用期間の定め  □無期  □有期→　　　年 　月　　日～　　　年 　 月　　日　　契約更新の可能性　□有　□無 | | | |
| 農業の場合  のみ記入 | 従業員の有無  　　　　　　　 人 | 自宅から農地までの距離  　　　　　　　　　 ｋｍ | | 耕作・酪農面積  　　　　　　　　　 ａ |
| 自営の場合  のみ記入 | 従業員の有無  　　　　　　　　　 人 | 自宅から事業所までの距離  　　　　　　　　　 ｋｍ | | 事業所代表者との関係  本人 ・ その他（　　　　） |
| 上記の内容について、事実と相違ないことを証明します。  　　　　年　　　月　　　日  （宛先）諏訪市教育委員会 事業所所在地  事業所名  代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印  電話番号 | | | | |

**〇**必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

**事業主の方へ**

**〇**証明事項について、担当職員より事業主へ確認をさせていただく場合があります。

**〇**本様式は、下記諏訪市ホームページからダウンロードいただけますが、児童クラブ利用希望保護者様が諏訪市教育総務課青少年係窓口へ直接提出するものになります。

事業主様からのメールでの提出は受付けておりませんのでご承知おきください。

・データで作成の場合は、様式は変更せずご入力ください。

・諏訪市ホームページ「令和6年度　諏訪市放課後児童クラブ利用申込みについて」

https://www.city.suwa.lg.jp /site/kosodate/60822.html

**裏面：保護者の方へのご案内**

令和６年度　会社カレンダー糊付け

カレンダーを作成でき次第ご提出いただける場合は、保護者の方が児童クラブでへ直接ご提出ください。

**令和６年度就労状況証明書について**

保護者の方へ

諏訪市放課後児童クラブの利用申込には、令和６年４月１日以降の「就労状況証明書」の提出が必要です。つきましては下記の点に留意のうえ、書類の準備をお願いします。

①就労状況証明書の更新について

・就労状況証明書は、毎年更新となります。

・昨年度の様式は使用できません。

②就労状況証明書の必要枚数等

・**児童と同居する６６歳未満の全ての保護者**の就労状況証明書が必要です。

　６６歳未満…1959年（昭和34年）以降に生まれた方

・きょうだいで児童クラブを利用する場合は、１保護者につき1枚の提出で可です。

例）父親、母親、６６歳未満の祖母と同一住所に住んでいるきょうだい２人が児童クラブに加入する→父親、母親、祖母の３人の就労状況証明書を１枚ずつ提出

③令和６年４月１日以降の勤務が現時点で証明できない場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事例 | | 対応 |
| ア | 雇用期間が３月末で終了するが、雇用が継続される見込みがある場合 | 就労証明書の雇用期間の欄内、「契約更新の可能性」の「□有」にチェックし、提出してください。 |
| イ | ４月以降も現在の雇用主で雇用は継続するが、転勤などで勤務先が現在未定で、後日決定する場合 | 現状の就労状況証明をもらい、期限までに提出していただき、勤務先や連絡先が決まり次第係までご連絡ください。 |
| ウ | 現在求職中で、４月１日より新しい職場で雇用開始の見込みの場合 | 新しい職場の就労状況証明書が必要となります。 |
| エ | ４月１日から就労したいが、いま現在就労先が未定の場合 | 児童クラブの申し込みはできません。 |

・ウ、エの場合、入所申込期限に就労状況証明書の準備が間に合わなかった場合は、４月当初からのクラブ利用はできません。

・全ての書類がそろった時点で受付となります。受付日に応じて、クラブ利用開始日を決めます。年度途中の加入申し込みも同様です。

④本様式はホームページからダウンロード可能ですが、メールでの提出は受付けておりません。印刷し、直接窓口へご提出ください。

**次の場合は、児童クラブ入所の承諾を取り消しさせていただきます。**

◇就労状況証明書または放課後児童クラブ入所申込書等の内容に、虚偽の記入または虚偽の申し立てがあった場合

◇以下のような、就労の実態に沿わない不正な利用があった場合

・勤務の無い日や保護者が休暇をとっているのに児童クラブを利用する

・就労が終わり、保護者が帰宅しているのにお迎えに来ない

・保護者の買い物や、遊行のために児童クラブを利用する